

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 二
- 県営土地改良事業計画の縦覧(三件) (農村振興課) 二
- 保安林の指定の予定(二件) (森林整備課) 三
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) (都市計画課) 四
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 四

ページ

## 告 示

○宮城県告示第六百七十八号  
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十二年五月十九日次の者を指定した。  
平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
田牧 聡志	形成外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
松下 真史	泌尿器科	多賀城腎泌尿器クリニック	多賀城市桜木一丁目一、二十

齋藤 順子	内科	医療法人社団千葉医院	登米市迫町佐沼字天神前八十
赤田 昌紀	外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八、一
松本 有史	神経内科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百
齋藤 隆幸	整形外科	社団法人地域医療振興協会公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十
渡邊 哲子	内科・循環器内科・呼吸器内科	医療法人盟陽会富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一、六

### ○宮城県告示第六百七十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。  
平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

齋藤 順子	内科	医療法人社団千葉医院	登米市迫町佐沼字天神前八十
赤田 昌紀	外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八、一
松本 有史	神経内科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百
齋藤 隆幸	整形外科	社団法人地域医療振興協会公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十
渡邊 哲子	内科・循環器内科・呼吸器内科	医療法人盟陽会富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一、六
氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
及川 健	外科	石巻市立雄勝病院	石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑一、二、十五
畠山 昌樹	整形外科	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広瀨字焼巻一
木村 良直	外科	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七、二十
高地 崇	形成外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
班目 八郎	内科・外科・小児科	班目医院	石巻市雄勝町雄勝字小瀨三十一、十
篠福みどり	眼科	医療法人社団氏家眼科医院	塩竈市北浜一丁目三、一
岡田 晃穂	外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
猪苗代 敬	整形外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
堀米 賢	内科	クリニクなとり	名取市高館熊野堂字岩口下一、二
本田 毅彦	外科	社団法人日本海員掖済会宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂五十

安藤 晃	整形外科	社団法人地域医療振興協会公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十
佐々木潔子	内科・外科	美里町立南郷病院	遠田郡美里町木間塚字原田五

○宮城県告示第六百八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
安土 孝史	内科	医療法人啓仁会石巻ロイヤル病院	石巻市広濶字焼巻二	医療法人本多友愛会仙南病院	角田市角田字牛館十六
矢吹 法孝	消化器科・内科	いしのまき矢吹クリニクス	石巻市大橋三丁目二・七	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七・二十
中條 和志	内科	医療法人有恒会こだまホスピタル	石巻市山下町二丁目五・七	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
目黒 保男	—	介護老人保健施設長山	石巻市広濶字長山二百	目黒病院	石巻市桃生町寺崎字船場前二十三・一
吉田 洋一	内科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七・一	女川町立病院	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一・六
堤 栄克	内 科	つつみ内科外科こどもクリニクス	白石市清水小路六・三	堤 医院	白石市清水小路六
角田 和彦	小児科	かくたこども&アレルギークリニック	多賀城市中央一丁目十六・八	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
菊地 孝夫	内 科	医療法人寶樹会仙塩総合病院	多賀城市桜木二丁目一・一	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一・一
関井 威彦	呼吸器科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四・一	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八・一
佐々木 寛	呼吸器科・外科	医療法人社団仙石病院	東松島市赤井字台五十三・七	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七・二十

高野 広之	整形外科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十	石巻市赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
庄司 勝 外 科	女川町立病院	牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五十一・六	石巻市赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一	

○宮城県告示第六百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類  
ヨ―ネ病
- 二 畜種  
牛（黒毛和種）
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数  
患畜 八頭
- 四 発生場所又は区域  
石巻市
- 五 発生年月日  
平成二十二年六月十五日
- 六 患畜の取扱  
法令殺

○宮城県告示第六百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県宮鹿又地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年六月二十五日から平成二十二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市河南総合支所

○宮城県告示第六百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営広瀬沼地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年六月二十五日から平成二十二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市河南総合支所

○宮城県告示第六百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営田尻排水機場地区土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申

立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年六月二十五日から平成二十二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、大崎市田尻総合支所、美里町役場

○宮城県告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町字東谷地山一四の六二、一四の六五、一四の六九、一四の七四、一四の一一一、一四の一一三、一四の一一四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおり「は」省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

○宮城県告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉鬼首字根松三四の一、三五の一、三七、四七の一、四七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字根松三五の一・三七・四七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十七号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 塩竈市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百八十八号

富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 富谷町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大崎市古川南土地区画整理組合

二 事務所所在地

大崎市古川米倉字屋敷四十二番地の一

三 設立認可の年月日

平成九年一月二十九日

四 変更認可の年月日

平成二十二年六月十七日